

西予市立多田小学校いじめ防止基本方針

○ いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

1 いじめの防止等のための基本的な方針

本校の教育方針等の実現のために、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見・早期対応に取り組む。いじめは、どの児童にも起こりうることを踏まえ、「いじめは決して許されない」という強い認識を持ち、保護者・地域と連携しながら、いじめ防止等に取り組む。

2 いじめ防止に向けた組織体制について

(1) 校内いじめ問題対策委員会

全職員で構成する「校内いじめ問題対策委員会」を設置し、月1回行われる職員会で生徒指導の情報交換を行う。いじめ問題が発覚したときには、速やかに臨時で開催する。必要があると判断する場合には、心理・福祉に関する専門家を加える。委員会の役割として、いじめ防止等の取組及びその検証と改善、こころ調査等からの相談内容の把握をして全教職員が情報を共有し、対応策を考える。また、児童や保護者へのいじめ防止の啓発を行う。

(2) 多田小いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行う。全教職員とPTA会長、副会長で組織し、必要に応じて委員会を開催する。

3 いじめ防止に向けた具体的な取組について

(1) いじめの未然防止

全ての教育活動を通して、自他を尊重する心を育み、仲間意識を高める。教師の褒める、認める言葉掛けや、児童一人一人が活躍できる場を設定することで、自己有用感を育成する。

(2) いじめの早期発見

教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気、体制づくりに努め、教育相談等を通して深い信頼関係を築く。また、平素から児童の生活実態を把握するため、定期的なアンケート調査を行う。また、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないようにするとともに情報共有を確実に行う。

(3) いじめの早期対応

いじめられている児童や保護者からの訴え等を聴き取り、共感的に受け止め、いじめられている児童や保護者の立場に立ち全教職員が最後まで守り抜くことを伝える。いじめた児童には、いじめられる側の気持ちに気付かせ、さらに関係児童の問題にとどめず、学年及び学校の問題としてとらえ、再発防止・解消を目指した取組を進める。また、状況に応じて関係機関と連携して解決にあたる。

(4) 特別な支援を必要とする児童への配慮

いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育を進め、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に行う。

(5) PTAや保護者、地域との連携

PTA、青パト隊、西予警察署、保護者や地域と連携し、登下校の見守り活動等に取り組み、児童の様子を積極的に見守る。また、豊かな子どもを育てる協議会等で児童の実態や学校の取組について情報を発信し、地域ぐるみでいじめ問題に取り組む。

(6) いじめに対する措置

- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校の「いじめの防止の対策委員会」に直ちに情報を伝え、全教職員で情報を共有し、解決に向けて組織的に対応する。
- ・児童・保護者から申し立てがあった場合は、重大な事案として捉え、速やかに組織で対応する。
- ・教職員は役割分担を行い、いじめに関わる情報、指導経過を記録する。
- ・いじめられた児童や情報提供者の安全を確保する。
- ・以下の場合、第三者が調査すべきか総合的に判断し、適切に対応する。

○自殺や生命に関わる事案

西予警察署、南予女性子ども支援センター、西予市子ども家庭センター

○被害者と加害者の主張が異なる事案

生徒指導主事、管理職、その他当該児童と信頼関係のある教職員

○その他学校外の機関による調査が適切と判断される事案

西予市教育委員会、西予警察署

- ・謝罪等によりいじめが解消したと安易に判断することなく3か月程度は再発に備え日常的に児童の観察を続ける。
- ・詳細な事実関係、適切な指導、関係機関との連携を基に事案を検証し、同様なことが繰り返されないよう検討し、実行する。

4 重大事態への対処について

重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会を通じて西予市長に報告する。その後、教育委員会の「いじめ防止等の基本的な方針」に従い、調査、措置を行う。重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、いじめを受けた児童やその保護者に対して適切な方法で説明する。

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると判断される場合

(2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると判断される場合

※相当の期間とは、不登校の基準の年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安に関わらず迅速に調査に着手する。

(3) 調査すべき項目

- ・重大事態調査の位置付け（重大事態の別 認定日 地方公共団体の長等への報告日等）
- ・調査の目的、調査組織の構成（調査の目的 期間 組織の構成）
- ・当該事案の概要
- ・調査の内容（調査方法 内容）
- ・当該事案の事実経過（対象児童生徒の訴え 関係児童生徒からの聴取内容 当該事案の事実経過）
- ・当該事案の事実経過から認定しうる事実
- ・学校の対応（学校の対応 考察について）
- ・当該事案への対処及び再発防止策